

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会規約

平成16年2月17日制 定
平成16年5月11日一部改正
平成19年4月13日一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、愛知県水田農業構造改革事業推進協議会（以下「県協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 県協議会は、主たる事務所を名古屋市中区錦三丁目3番8号に置く。

(目的)

第3条 県協議会は、地域における需要に応じた米の生産の推進を図るとともに、水田農業構造改革交付金等の活用を通じ、水田農業の構造改革の推進、水田を活用した作物の産地づくりの推進等に資することを目的とする。

(事業)

第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 水田農業構造改革交付金に関すること。
- (2) 耕畜連携水田活用対策に関すること。
- (3) その他県協議会の目的を達成するために必要なこと。

2 県協議会は、前項第1号に関する業務の一部を農業協同組合に委託して実施することができる。

第2章 会員等

(県協議会の会員)

第5条 県協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 愛知県
- (2) 愛知県農業協同組合中央会（以下「中央会」という。）
- (3) 愛知県経済農業協同組合連合会（以下「経済連」という。）

(届出)

第6条 会員は、その名称、所在地及び代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく県協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 県協議会に、役員として理事7名及び監事2名を置く。

- 2 前項の役員は、会員の役職員の中から総会において選任する。
- 3 理事の中から、総会において、会長1名及び副会長2名を選任する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第8条 会長は、会務を総理し、県協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

- 3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 4 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 県協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員任期)

第9条 役員任期は、1年とし、再任を妨げないものとする。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期途中の交代、任期満了又は辞任の場合)

第10条 役員任期途中に、その役員が所属する会員において、当該役員の職に当たる者が交代したときは、交代後の者がその職務を引き継ぐものとする。この場合、交代後の者の任期は、交代前の者の残任期間とする。

- 2 役員は、任期満了又は辞任の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。この場合、後任者が就任するまでの間に、その役員が所属する会員において当該役員の職に当たる者が交代したときは、後任者が就任するまでの間、交代後の者がその職務を行うものとする。

(役員解任)

第11条 県協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、県協議会は、その総会の開催の7日前までに、その役員に対し、その旨の書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員報酬)

第12条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会及び理事会

(総会の種別等)

第13条 県協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席会員の役職員の中から選出する。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (3) 第8条第4項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - (4) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第14条 前条第4項第2号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。
- 3 会議の開催に当たっては、公平性・透明性の確保のため、事前の告知、会議の公開及

び議事録の公表に努めるものとする。

(総会の議決方法等)

第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。

(4) 水田農業構造改革交付金実施方針に関すること。

(5) 耕畜連携水田活用対策の水田飼料作物生産振興計画書に関すること。

(6) その他県協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(1) 県協議会規約の変更

(2) 県協議会の解散

(3) 会員の除名

(4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに県協議会に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を県協議会に提出しなければならない。

4 第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第18条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちから総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかななければならない。

(理事会)

第20条 理事会は、理事をもって構成し、次の各号に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 総会の招集に関する事及び総会に付議すべき事項に関する事。
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事。
 - (3) その他会長が必要と認めた事項
- 2 理事会の議長は、会長があたる。
 - 3 理事会は、必要に応じ会長が招集する。
 - 4 理事の総数の3分の1以上から会議の目的とする事項を示して理事会の招集の請求があつたときは、会長は、遅滞なく理事会を招集しなければならない。
 - 5 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。
 - 6 監事は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べる事ができる。
 - 7 理事会の議事については、議事の経過の概要及びその結果を記載した議事録を作成して議長の指名した理事2人がこれに記名押印するものとする。

第5章 事務局等

(事務局)

第21条 総会の決定に基づき県協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、次の各号に掲げるものをもって組織する。
 - (1) 愛知県
 - (2) 中央会
 - (3) 経済連
- 3 県協議会は、各事務の区分ごとに事務責任者を置く。
- 4 事務責任者は、各事務を分担する事務局に所属する職員の中から、会長が任命する。
- 5 事務局には、業務の適正な執行のため、事務局長1名及び事務局次長4名以内を置く。
- 6 事務局長及び事務局次長は、第3項の事務責任者の中から会長が任命する。
- 7 事務局長は、業務を総括して会務を処理する。
- 8 事務局次長は、会務の処理に当たり事務局長を補佐する。

(業務の執行)

第22条 県協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 事務処理規程
- (2) 会計処理規程
- (3) 文書取扱規程
- (4) 公印取扱規程
- (5) 内部監査実施規程
- (6) 第4条第1項第1号から第3号までの事業の実施に係る手続きに関する定め
- (7) その他理事会において特に必要と認めた規程

(書類及び帳簿の備付け)

第23条 県協議会は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 県協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第6章 会計

(事業年度)

第24条 県協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(資金)

第25条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 水田農業構造改革交付金の交付金
- (2) 耕畜連携水田活用対策の補助金
- (3) 水田農業構造改革対策推進交付金
- (4) 会員からの負担金

(資金の取扱い)

第26条 県協議会の資金の取扱方法は、業務方法書及び会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第27条 県協議会の事務に要する経費は、第25条第2号の耕畜連携水田活用対策の補助金、同条第3号の水田農業構造改革対策推進交付金及び同条第4号の会員からの負担金をもって充てる。

2 県協議会の事務に要する経費は、第25条第1号の資金から支弁してはならない。

(事業計画及び収支予算)

第28条 県協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、理事会の承認を得た後、毎事業年度開始後遅滞なく総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第29条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかななければならない。

(報告)

第30条 会長は、水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、耕畜連携水田活用対策事業実施要綱（平成19年4月2日付け18生畜第2750号農林水産事務次官依命通知。以下「耕畜連携実施要綱」という。）、水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知。以下「実施要領」という。）、耕畜連携水田活用対策事業実施要領（平成19年4月2日付け18生畜第2751号生産局長通知。以下「耕畜連携実施要領」という。）その他規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を東海農政局長に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度末の財産目録及び貸借対照表
- (3) 前年度の収支計算書及びその年度の収支予算書

第7章 県協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(規約の変更)

第31条 この規約を変更する場合は、東海農政局長の承認を受けなければならない。

(届出)

第32条 第22条各号に掲げる規程に変更があった場合には、県協議会は、遅滞なく東海農政局長に届出なければならない。

(事業終了後及び県協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第33条 第4条第1項第1号及び第2号の事業が終了した場合及び県協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあっては、実施要綱及び耕畜連携実施要綱に基づき東海農政局長に返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て県協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第8章 雑則

(細則)

第34条 実施要綱、耕畜連携実施要綱、実施要領及び耕畜連携実施要領その他この規約に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、理事会の承認を経た後、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成16年2月17日から施行する（一部改正：平成16年5月11日、平成19年4月13日）。
- 2 平成16年度における県協議会の事業計画及び予算は、第28条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 平成19年度に執行する平成18年産対策（稲作所得基盤確保対策、麦・大豆品質向上対策及び担い手経営安定対策）については、なお従前の例により取り扱うものとする。